

平成27年 第12回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成27年 7月23日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成27年7月23日

## 東京都教育委員会第12回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

第64号議案から第213号議案まで

平成28年使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

第214号議案から第261号議案まで

平成28年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について

第262号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分について

#### 2 報 告 事 項

(1) 都立高校における規範意識の育成について

教育長	中井敬三
委員	木村孟
委員	竹花豊
委員	乙武洋匡
委員	山口香
委員	遠藤勝裕

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中井敬三
次長	松山英幸
教育監	金子一彦
総務部長	堤雅史
都立学校教育部長	早川剛生
地域教育支援部長	粉川貴司
指導部長	伊東哲
人事部長	加藤裕之
福利厚生部長	太田誠一
教育政策担当部長	安部典子
教育改革推進担当部長	出張吉訓
特別支援教育推進担当部長	松川桂子
指導推進担当部長	鯨岡廣隆
人事企画担当部長	鈴木正一
特命担当部長	江藤巧
（書記） 総務部教育政策課長	壹貫田剛史

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成27年第12回定例会を開会します。

本日は、NHK外7社、個人は20名から取材・傍聴の申込みがございました。また、NHK外5社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室してください。

### 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぐ、速やかに入退室しないとといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

### 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、山口委員にお願いします。

### 前々回の議事録

【教育長】 前々回6月25日開催の第10回定例会議事録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第10回定例会の議事録については、御承認いただきました。

前回7月9日開催の第11回定例会議事録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第262号議案については、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱います。

## 議 案

第64号議案から第213号議案まで

平成28年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

第214号議案から第261号議案まで

平成28年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について

【教育長】 第64号議案から第213号議案まで、平成28年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について、第214号議案から第261号議案まで、平成28年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択についての説明を、指導部長、お願いします。

【指導部長】 平成27年6月30日に開催された第3回東京都教科用図書選定審議会の答申については、平成27年7月9日の教育委員会定例会で報告しましたが、本日は、その答申を受けた「平成28年度使用教科書採択について」に基づき、都立中学校・都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校の小学部・中学部で平成28年度に使用する教科書の採択について御審議をお願いするものです。

なお、今年度の中学校用教科書採択に当たっての請願状況です。平成27年7月8日までに、都教育委員会へ提出された請願については、平成27年7月9日の教育委員会定例会で御報告させていただきました。7月9日以降、昨日7月22日までに新たに提出された請願はありませんでしたが、前回提出があった請願に添付された個人の署名について、351筆追加がありました。前回の署名と合わせて全部で2,521筆の署名が提出されています。本日は、追加された署名の原本のつづりを教育長の机上に置かせて

いただいています。よろしく願いいたします。

それでは、採択に先立ち、採択方法の御確認をよろしく願います。

【教育長】 ただいま説明がありました件について、審議を進めていきたいと思えます。

平成28年度使用都立中学校・都立中等教育学校（前期課程）並びに都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択方法について確認したいと思います。

第64号議案から第213号議案までが、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する文部科学省検定済教科書の採択について、第214号議案から第258号議案までが都立特別支援学校の中学部で使用する文部科学省検定済教科書の採択について、となっています。

中学校で使用する文部科学省検定済教科書に関しては、今年度は採択替えとなります。採択に当たっては、無償措置法第13条により、文部科学大臣から送付される教科書目録に登載された教科書のうちから行うこととなりますが、文部科学省の指導もあり、事務局があらかじめ採択すべき教科書の候補を1種又は数種に限定する絞り込みを行ってはいけなとされています。したがって、議案の採決の方法については、東京都教育委員会会議規則第23条第1項により、都立中学校及び中等教育学校では、学校ごと、種目ごとに、都立特別支援学校の中学部では三つの学校種別に分けて種目ごとに文部科学省検定済教科書の中から、各委員が採択すべきと考える教科書は無記名で投票していただき、多数決で決定したいと思います。

なお、可否同数となった場合には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第4項に基づき、教育長である私が最終的に決定することとさせていただきます。

また、本日は、採択に至るまで投票を行わせていただきますので、その旨、御承知おきを願います。採択の結果は、事務局で整理し、最後に御確認いただきたいと思えます。各委員の皆様には、一定の時間の中で効果的に議案の審議を進めていくため、教科書採択資料と教科書調査研究資料が、7月9日の教育委員会で事務局から事前に渡されています。また、中学校用教科書見本についても、あらかじめ各委員の皆様は御覧いただいているかと思えます。各種資料等を参考にして、採択する教科書を十分御検討いただき、各自御意見を整理いただいているものと考えます。

以上のとおりの方法で、中学校で使用する文部科学省検定済教科書を採択したいと思いますが、よろしいでしょうか。——〈異議なし〉——。

次に、都立特別支援学校の小学部で使用する文部科学省検定済教科書については、法令の規定に基づき、平成30年度まで同一の教科書を採択することになっておりますので、採択案に記載の教科書を一括して採択したいと思います。また、都立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作教科書や学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）についても、例年どおり、採択資料に記載の教科書を一括して採択したいと思いますが、よろしいでしょうか。——〈異議なし〉——それでは、そのようにさせていただきます。

まず、第64号議案から第258号議案まで、都立中学校・都立中等教育学校及び都立特別支援学校の中学部で使用する文部科学省検定済教科書の採択について審議を行います。指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 左上に「第64号～第213号議案資料」と記載されている資料を御覧ください。都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用します文部科学省検定済教科書の採択についての議案資料です。

都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する文部科学省検定済教科書は、今年度、採択替えの年となっております。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条において、公立の中学校で、高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校（前期課程）において使用する教科書については、学校ごと、種目ごとに1種の教科書を採択することが定められています。このため、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）については、10校それぞれに種目ごとに1種の教科書を採択していただきます。

採択に当たっては、議案資料5ページをお開きいただきますと、「文部科学省検定済教科書発行者一覧」に記載されている発行者の中から、学校ごと、種目ごとに1種の教科書の採択を行っていただきます。

なお、発行者の略称は、文部科学省作成の中学校教科書目録によるものとなっております。

次に、6ページを御覧いただきますと、議案番号の内訳が記載されています。第64

号議案から第78号議案が白鷗高等学校附属中学校、第79号議案から第93号議案が小石川中等教育学校（前期課程）、このように、学校ごと、種目ごとの議案となっています。

左上に「第214号～第261号議案資料」と記載された資料を御覧ください。「1 文部科学省検定済教科書」の表中の「議案番号第214号～第258号まで」は、都立特別支援学校の中学部で使用する文部科学省検定済教科書の採択替えについてです。実際に教科書を使用する生徒の実態によって、視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校、肢体不自由・病弱特別支援学校の三つに分けて、これらの学校種別ごとに適した教科書の採択を行っていただきます。採択に当たっては、議案資料の5ページ、「文部科学省検定済教科書発行者一覧」に記載されている発行者の中から、学校種別、教科（種目）ごとに1種の教科書の採択を行っていただきます。

次に、6ページを御覧いただきますと、議案番号の内訳が記載されています。第214号議案から第228号議案が視覚障害特別支援学校、第229号議案から第243号議案が聴覚障害特別支援学校、第244号議案から第258号議案が肢体不自由・病弱特別支援学校の議案となっています。

なお、視覚障害特別支援学校において、点字教科書が出版される教科は、国語、社会の地理的分野・歴史的分野・公民的分野、数学、理科、音楽、保健体育、技術・家庭の技術分野・家庭分野、英語です。これらの種目については、点字教科書の原典となる教科書を採択していただくこととなります。したがって、今回は、書写、地図、美術の種目を投票していただくこととなります。

特別支援学校の議案資料の説明は、第214号議案から第258号議案までの文部科学省検定済教科書までということで、一旦終わらせていただきます。では、御審議のほどよろしく申し上げます。

**【教育長】** 先ほど確認しましたとおり、中学校、中等教育学校の前期課程で使用する文部科学省検定済教科書の採択については、学校ごと、種目ごとに、都立特別支援学校の中学部で使用する文部科学省検定済教科書の採択については、三つの学校種別に分けて、種目ごとに無記名投票を行った上で採択したいと思います。

投票に先立ちまして、全体として何か御意見等がございましたらお願いします。



【乙武委員】 どちらも無記名投票ということですが、これが何において定められているのか、確認させていただいてよろしいでしょうか。

【指導部長】 投票については、教育委員会の考え方として無記名にさせていただいています。

【乙武委員】 特に何かのルールに基づいているわけではないということですね。

【指導部長】 はい、そのとおりです。

【乙武委員】 「教育委員会」というのは、具体的にどこを指しているのでしょうか。

【指導部長】 東京都教育委員会です。

【乙武委員】 私はそれを問われていないと思うのですが。

【次長】 冒頭、教育長から、このやり方でよろしいでしょうかと確認があったと思います。その場で、東京都教育委員会として、この投票方法等について合意がなされたという整理だと考えています。

【乙武委員】 分かりました。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、第64号から第258号議案の投票用紙の配布をお願いします。

(投票用紙配布)

【教育長】 今お手元にお配りさせていただいた投票用紙は13枚あります。大変多いので確認したいと思います。

上から順に、学校別で、白鷗高等学校附属中学校、小石川中等教育学校（前期課程）、両国高等学校附属中学校、桜修館中等教育学校（前期課程）、立川国際中等教育学校（前期課程）、武蔵高等学校附属中学校、富士高等学校附属中学校、大泉高等学校附属中学校、南多摩中等教育学校（前期課程）、三鷹中等教育学校（前期課程）、視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校、肢体不自由・病弱特別支援学校、以上13枚です。

投票用紙に何か不備等はありませんか。

よろしゅうございますか。

それでは、各委員、お間違いがないよう、これから御記入をお願いします。

(投票用紙に記入)

【教育長】 それでは、御記入いただきましたか。よろしゅうございますか。

それでは、事務局で回収・集計をお願いします。

(投票用紙回収)

【教育長】 ただいま御記入いただいた、第64号議案から第258号議案までは、これから集計しますので、そのほかの教科書採択についての審議を進めたいと考えますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——

では、引き続き、第259号議案から第261号議案まで、平成28年度使用都立特別支援学校用教科書の採択についての説明を、指導部長、お願いします。

【指導部長】 左上に「第214号～第261号議案資料」と記載された資料を御覧ください。

「1 文部科学省検定済教科書」の表中の下段にあります第259号議案、都立特別支援学校の小学部の採択についてであります。議案資料の7ページを御覧ください。平成28年度に都立特別支援学校の小学部で使用する文部科学省検定済教科書についてです。義務教育諸学校の教科書は、無償措置法で4年間同一の教科書を使用することが定められています。小学部用の教科書は、平成26年度に採択替えを行っておりますので、平成27年度から平成30年度までは同一の教科書を使用することとなります。したがって、平成28年度使用教科書は、平成27年度使用教科書と同一の教科書を採択することとなります。平成27年度に使用している小学校の教科書については、9ページの別紙「平成28年度使用都立特別支援学校（小学部）文部科学省検定済教科書採択一覧」に記載のとおりです。

議案資料の1ページにお戻りください。「2 文部科学省著作教科書」の第260号議案及び「3 学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）」の第261号議案の採択について説明します。

議案資料の11ページを御覧ください。第260号議案、平成28年度に都立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作教科書については、13ページの別紙「平成28年度使用都立特別支援学校用（小学部・中学部）文部科学省著作教科書一

覧」のとおり採択していただくものです。この文部科学省著作教科書一覧につきましては、13ページから18ページまでとなっています。

議案資料の19ページを御覧ください。第261号議案、平成28年度に都立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する一般図書については、21ページの別紙「平成28年度使用都立特別支援学校用（小学部・中学部）附則第9条図書一覧」に基づき採択していただくものです。この附則第9条の図書一覧は、21ページから49ページまで掲載してあります。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

【教育長】 第259号議案、都立特別支援学校の小学部で使用する文部科学省検定済教科書について審議します。

小学部で使用する文部科学省検定済教科書については、平成27年度使用教科書と同一の教科書を平成30年度まで使用することになっています。審議会答申のとおり、一括して採択したいと思いますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——

次に、第260号議案、文部科学省著作教科書について審議します。

審議会答申の平成28年度使用都立特別支援学校用（小学部・中学部）文部科学省著作教科書一覧のとおり、一括で採択したいと思いますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。

次に、第261号議案、学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）について審議します。

審議会答申の平成28年度使用都立特別支援学校用（小学部・中学部）附則第9条図書一覧のとおり、一括で採択したいと思いますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——

では、それぞれ審議会の答申のとおり採択いたしました。

以上で、都立中学部及び都立中等教育学校（前期課程）、都立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する教科書の議案の審議が全て終了しました。先ほど投票していただいた結果については現在集計中ですので、準備ができ次第、一覧表をお渡ししますので御確認いただければと思います。

集計の時間を利用して、残りの議題について審議を続けたいと思います。

## 報 告

### (1) 都立高校における規範意識の育成について

【教育長】 報告事項(1)、都立高校における規範意識の育成についての説明を、指導部長、お願いします。

【指導部長】 都立高校における規範意識の育成について、報告資料(1)を御覧ください。

都立高校における規範意識の育成については、既に、2年前の平成25年6月13日の教育委員会にて説明させていただいていまして、その際、教育委員の皆様方からたくさんのお意見をいただいています。例えば、一人前の社会人として必要なモラルを実践できる子供たちに育てることは、全ての教員の責任であることをしっかりと明示すべきであるという御意見や、生活指導が苦手な教員に対して指導の在り方を明確に伝えていくべきであるという御意見がありました。また、懲戒処分だけでは不十分であり、改善のための指導を粘り強く行うことが大切であるという御意見や問題行動についての訓告などを行う場合は最後の最後であって、その前に行うべきことがたくさんあるだろうということなど、多くの御意見を頂きました。

私ども、こうした御意見を基にして考え方を再度構築し、改めて、都立高校における規範意識の育成について、現在までの取組状況について御報告させていただきたいと存じます。

都立高校における規範意識の育成を図る取組を進めている背景については、都立高校における生活指導上の課題があり、「都立高校が毅然とした生活指導を組織的に行うこと」、「生徒の『規範意識』や『公共の精神』等をしっかりと育成していくこと」、「指導に関わる校内規定に、法令に基づいた対応(懲戒処分)を加えること」が必要です。こうしたことから、最終的には道徳性のかん養を図っていくことが重要です。平成24年2月に出ている都立高校改革推進計画第一次実施計画の中でもこうしたことが示されておりまして、道徳教育の推進、規範意識の育成を図ることが2本柱として

示されています。

こうしたことを踏まえて、現在、道德教育の推進については、都独自に「人間と社会（仮称）」という新教科を設置して、これを平成28年度から全都立高校で実施し、内面からのかん養を図ってまいります。あわせて、生活指導統一基準の作成を行い、規範意識の育成を図ることを2本柱の一つとして進めさせていただきます。

資料中段に「生活指導の統一基準の構成」を示させていただきましたが、これは「社会人として身に付けさせる規律・規範」をきちんと明示していくことと、「『特別指導』の指針」をしっかりと明示していくことの二つで構成しています。「社会人として身に付けさせる規律・規範」は、既に全都立高校に対して明示しており、各都立高校ではこれに基づいた指導を行っています。

この規律・規範については、「公共の場や交通機関でのルール・マナーを守る生徒」、「時と場に応じた、身なりや所作がきちんとできる生徒」等の五つの目標を各学校に明示し、それをどう実施し、どう検証・評価し、改善していくかといったことを示した「身に付けさせる規律・規範の全体計画」を各学校が策定し、私どもに提出する形で平成26年度から進めています。

「特別指導」の指針については、特に教育委員の皆様方から多くの御意見を頂きましたので、「都立高校生の規範意識の育成に関する基準作成委員会」を設置し検討してきました。そうした検討の中から、「『特別指導』の指針」として、「問題行動の未然防止に向けた組織的な指導を行うこと」、「問題行動を起こした生徒に反省を促す指導を行うこと」、「関係機関と連携した組織的な指導体制を確立すること」、「問題行動を繰り返す生徒にも粘り強く指導を行うこと」の4点が何よりも大切であることをまとめさせていただきました。

こうしたことを踏まえてもなお、特別指導の範ちゅうを超えるような生徒があった場合には、例えば停学や退学などの学校教育法施行規則に示されている懲戒処分（法令に基づく処分）の手続を行います。こうしたことを特別指導の指針の中で明示していきたいという考えです。

こうした考え方を今後どのような形で都立高校に提示していくかですが、下段の「今後の取組」を御覧ください。まず、身に付けさせる規律・規範、特別指導の指針

などの具体的内容を明示した資料を作成したいと考えています。この中には、「まえがき」のようなものを入れて、教育委員会の考え方をきちんと明示するとともに、生活指導の在り方を示したものをまとめ資料として出していきたいと考えています。

また、各都立高校では、「身に付けさせる規律・規範の全体計画」と「特別指導の指導計画」を作成し、平成28年度から組織的な生活指導を全校で実施していく形で進めたいと考えています。

本日、別紙として付けさせていただいている別紙1は、生活指導統一基準の中の「身に付けさせる規律・規範の全体計画（例）」で、既に平成26年度から各学校において作成しているものです。別紙2は、「特別指導の指導計画（作成イメージ）」であり、平成28年度から全校で実施していくもののひな形ですが、特別指導を、単に処分だけではなく、丁寧な指導として各学校が実施していける形に改善したものです。

報告資料（1）の1枚目にお戻りください。こうした取組によって、社会的に自立する上で求められる規律や規範意識、あるいは、公共の精神が醸成されることが期待されています。また、都立高校での特別指導の在り方や特別指導を行う指導体制、粘り強く指導する考え方などをしっかりと学校が発信していくことによって、保護者や地域に、学校の生活指導の考え方が周知され、理解されていく中で、保護者地域から生活指導に関する協力が得られ、都立高校に対する信頼をより一層高めることが期待できるのではないかという考え方で、今回、「都立高校における規範意識の育成について」の考え方を報告させていただきました。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

**【教育長】** ただいまの説明に対して、御意見、御質問等がございますか。

**【乙武委員】** 大変よく練られた計画だと思ったのですが、1点、御質問させていただきます。この中で、「問題行動」が一つの鍵になってくるのではないかと思います。が、東京都教育委員会として、各都立高校に指導計画を作成してもらう際に、こうしたことが問題行動に当たるといような、何か明示しているものはありますか。

**【指導部長】** 「問題行動」というものは、文部科学省が考えている大くくりの範ちゅうで言えば、暴力、いじめのほかに、不登校なども「問題行動」ですが、もう少し具体的なものとして、例えば飲酒や喫煙など、個別の具体的な問題行動を明示して、

こういう場合にはどういう指導が必要かなど、そうしたものをプログラムの形で示していく資料を作成したいと考えています。

【乙武委員】 分かりました。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【遠藤委員】 私は、資料の読み間違いをしていました。「特別指導の指針の明示」の欄外の※印のところで、「特別指導の範ちゅうを超えた場合は」うんぬんとありますね。これは指導する先生の方かと思ったものですから、体罰のことを言っているのかと読み間違えました。今の指導部長の説明で、生徒の方であると理解しましたが、逆に、教員の行き過ぎた特別指導というものは、別の範ちゅうで教員に対する指導を行うと理解してよろしいですね。

【指導部長】 さようでございます。

【遠藤委員】 例えば、非常な問題行動が起こり、教員が「そこに1時間座っていなさい」と生徒に言った場合、それが行き過ぎると体罰だということになりかねません。資料の2枚目には地域社会との連携などについて記載されていますが、地域社会で問題がある行動を起こす都立高校生がいて、迷惑がかかっているような事態があって、教員がそれを指導していることが、地域社会から見ると「行き過ぎた指導ではない、当然だ」と思われていたとします。教員はそういう生徒に対応するために厳しい指導を行っていて、厳しい指導と体罰は表裏一体ですから、結局は体罰事案として処分されるとなると、このように指針を出したとしても、体罰と特別指導との中間点は非常に難しいと思います。逆に言うと、教員が及び腰になるといえるか、特別指導といってもきちんとした指導ができないこともあると思います。そういうことも耳にしたことがあるものですから、この辺は、教員に対して研修などでカバーしていくことだと思いますが、その研修の中身が重要になると思います。

【指導部長】 今の御指摘ですが、例えば、学校教育法施行規則の26条に、性行不良で改善の見込みがないと認められる者、学力劣等で成業の見込みがないと認められる者、正当な理由がなく出席常でない者など、幾つかの例示があります。そうした生徒については、特別指導の範ちゅうを超えたという形をとっています。

また、指導にはいろいろあると思います。強い指導が必要な場合もあろうかと思ひ

ますが、体罰を行うことが強い指導ではなく、生徒の心に染み入るような指導、内面に迫るような指導、こうしたものをどのように指導していけば生徒に感化を与えることができるか、こうしたことをきちんと研修していく、学校でのOJTをしっかりと実施していく、教員に対する多様な校内研修・通所研修などを実施して、生活指導に対する考え方をしっかりと身に付けさせていく必要があると考えています。

【遠藤委員】      ありがとうございました。

【教育長】        ほかにかがでしょうか。

【木村委員】      別紙1は今拝見したばかりで、まだ完全に把握できていないのですが、「身に付けさせる規律・規範の明示」の下から2番目、「時間を意識して、行動する生徒」のところは、要するに生活基盤をきちんとするという意味ですね。

【指導部長】     はい。

【木村委員】      それを踏み外したような生徒がいる場合、教員だけでは問題が片付かないことがあるのではないかと思います。この資料を読む限りでは、例えばカウンセラーや医師などがサポートする体制が入っていないようですが、その辺はどうなのでしょう。

東京都がお世話になっている睡眠の専門家の先生のお話によると、生活リズムを守ることとホルモンの出方は密接に関係しているそうです。そういう観点からしても、専門家のサポートもお考えいただく必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

【指導部長】      基本的な生活習慣をしっかりと定着させていくためには、学校だけでは十分ではないので、家庭や外部の専門機関との連携が重要であると思います。例えば、今のようなお話も含めて、発達障害のお子さんの場合もそうだと思いますが、そうした医療との連携、心理との連携などをしっかりと図りながら、子供たちの基本的な生活習慣を定着させる、身に付けさせていく。こうした生活指導の考え方を積極的に取り入れていくことが必要ではないかと考えていますので、そうした方向で進めさせていきたいと思っています。

【竹花委員】      平成24年から、この問題について詳細な検討を加えてきたわけですが、その背景として、私自身が感じているのは、都立高校の一部の生徒の中に遅刻が



非常に多かったり、授業中の私語によって授業が成立しない程度にまでなっていたりする状況がありました。あるいは、校舎内の廊下には、かみ終えたガムが散らかっていたり、教員を含めた大人に対する対応の中に、間もなく社会人として世の中に出ていく生徒とは思えない行動がしばしば見られたりした状況を、都立高校としてどのように改善していくのかという状況がありました。都立高校を卒業したからには一人前の社会人として生きていけるように、しっかりした大人の側のメッセージが伝達されている必要があるのではないかと思います。そういう問題意識が高等学校の教員には欠けている部分があるのではないのでしょうか。

生活指導の問題については、生活指導の教員が行うのか、担任の教員が行うのか、教科の教員が行うのか、非常に不透明なのではないのでしょうか。さらに、それぞれいろいろな事情があるので、十把一絡げ<sup>から</sup>には、こうしたらいい、ああしたらいいと対応することが非常に難しいと思います。そういう意味で、これに沿った細かい対応が必要なのではないかと思います。

そのような、課題として残されているものが様々あるので、それを改善する方向を少し検討してみようということが、私自身の関心でした。2年前からいろいろなことを各現場に申し上げて、ここに、「身に付けさせる規律・規範の全体計画」の提出が平成25年度から行われ、平成26年度から全面実施されていると記載されていますが、今、指導部から見て、東京都教育委員会のそうした認識に基づいて進めようとしていることについて、学校現場ではどう受けとめて、少し取り組み始めて1年たち、現状をどのように見えていますか。

**【指導部長】** こうした取組を進めることによって、都立高校の教員全員ではないのですが、ともすると都立高校の教員の中には、教科の内容を教えていればいいのではないか、生活指導はそれほど関わらなくてもいいのではないかといった意識が、今まではあったような部分もありました。しかし、教員として身に付けなければいけない力の一つとして生活指導をしっかり認識させていくことが、こうした取組の中で、教員の意識の中に定着してきていると思います。こうした考え方は、もちろん、初任者研修でも、法定研修の10年研修の中でもしっかりと継続してお話ししていくことによって、教員の意識が随分変わってきていると私どもは受け止めていまして、そのこ

とが学校の生活指導に好影響を与えていると考えています。

【竹花委員】 ありがとうございます。そういうことであれば良い方向だと思えますが、こういう施策を実施した場合、具体的な成果として何を見ているのかが非常に難しいですね。問題行動がどれだけ少なくなったかということ、問題行動ではないということで、なかなかこちらに上がってこないことにもなりかねません。そういうことを考えると、こういう取組によってどういう成果があったのか私たちが判断するメルクマールのようなものを、どこかで上手なものを作ることが必要だと思います。最も良いのは、私たちができるだけ高等学校を回って、生徒たちともいろいろ話をするといいことを続けていくのも良いかもしれませんが、それも必ずしも十分なものにはならないだろうと思います。

一つの提案ですが、アトランダムなものでもいいと思いますが、こういう問題について生徒自身がどのように考えているのかということで、彼らの意見も聞いてみて、教員の対応について不満があるかどうかなどの問題について、生徒たちに語らせるような仕掛けも一つあってもいいのではないかと思います。

教員からすれば、教育委員会からまた言ってきたよとなり、計画書の作成で時間ばかりかかる、何をするんだと思っている教員が結構いると思います。それはそれで一理ある部分もありますが、書面を作成して良いことを書けばいいというものでは決してないので、生徒との関係で教員はきちんとしているということ、お互いに刺激合うという仕掛けも考えてみていただければと思います。

本日の報告の要点は、「特別指導」という新しい概念を設けて、今後、これを全都立高校に示して、特別指導の対象者あるいは対象行為を犯した生徒に対して、その生徒の状況に沿った深い関わりを持ち、寄り添って指導していこうということだろうと思います。それは意味があることだと思うので、これを実施する際に、「特別指導」という言葉の意味を教員にきちんと説明してほしいです。要するに、教員からすれば、個々には実際に対応していることだと思います。生徒からの相談に乗って対応しておられる教員はたくさんいると思います。そういうものだということがよく分かるように、要は、個の状況に沿って寄り添う指導であることがよく分かるような形で指針を出してほしいと思います。「特別指導」というと、生徒たちに対して強力で説得する、

強い指導を行う、後には懲罰が待っている、そういうイメージで教員は受け止めるだろうと思いますが、そういうものではないことが明確になるようにしてください。後には懲戒処分が待っていることは言わなくてもいい、当たり前のことですので、そのように対応してほしいと思います。

もう一つは、私たちがこういう問題を議論する際に、お節介ということも考えなければいけないだろうと思います。全体として、一次計画を策定して進めているわけですが、いつも迷うのは、高校生ともなれば、例えば18歳になれば選挙権も有するようになるという状況の中で、いつまでも子供扱いするのかという気持ちについても私たちは考えておかなければいけないと思います。そこは突き放して見る教員もいらっしやると思いますが、それもまた一理あって、生徒をあまり子供扱いしないで寄り添っていくことが重要だと思います。

その辺は一律に対応しないで、この生活指導統一基準は、どの生徒に対しても同じ指導をするということではなくて、その生徒個人の状況に応じて、少し厚めに対応しなければいけない生徒もいれば、そうではなくて、少し突き放して見ていた方がよい生徒もいます。「生活指導統一基準」、「特別指導」という言葉を使うとなると、生徒に対して大人が襲いかかるというイメージが強いのですが、それは違うと思います。しかし、皆さんから言わせれば、高校生なんてだめなんですよということもあるけれども、はっきり言って、もう高校生ですから、それを促していく側面も必要かと思えます。そのようなことが全体として分かるように書いてほしいということ、よろしくをお願いします。

この狙いの方向としては、基本的に正しい方向に進んでいると思いますが、生徒たちを一人前の社会人として育てていく上で、都立高校としては最後の機会にどういうことを教えていくのか、どういう人間に育てて卒業させていくのかという観点で、今まで欠けていた部分にしっかり対応しようという趣旨のものということで、うまく整理して記載してほしいと思います。その方が現場の教員のやる気呼び起こすことになるのではないかと思います。

あまり細かな計画を立てさせて動かなくすることよりも、むしろ、この問題について学校側の自由な検討を促して、その結果を何らかの形で上手なメルクマールを教育

委員会の方で作って、それを見ていくことの方がいいと思います。都立高校は200校ありまして、こういう計画を一生懸命に作成してもらってもしようがないので、そこら辺の考え方を、学校現場のやる気を起こして自発性を促すようなことを、もう少ししっかり考えてほしいと思います。

例えば、「身に付けさせる規律・規範に基づく指導」というものが別紙にありますね。例えば、「指導体制」とありますが、これは言い過ぎだと思います。例えば「相手の立場を踏まえた適切なコミュニケーションができる生徒」を作る指導内容は、校内研修の業務・生活指導・部活動顧問担当者会議でありますというけれども、こういうものは、担任の教員も、教科の教員も全員が対応しなければいけないことですね。これは自分には関係ないと受けとめられたり、いろいろ作ってはいるけれども、あまりピンとこないという対応の仕方はやめた方がいいと思います。

そこら辺で、学校現場の自発性を少し促すような形で、少なくともこういうことは実施してほしいということがあるだろうと思いますので、そこら辺をうまく整理して進めていただきたいと思います。私は結構難しい課題だと思いますが、上手に整理して、東京都教育委員会が指導する学校だから言うことを聞け、特別指導をやれ、特別指導計画を報告しろ、こういう進め方はあまりよろしくないと思います。今はまだ報告の段階ですので、一つよく検討していただきたいと思います。実態をよくつかんでほしいと思いますので、よろしくお願いします。

【乙武委員】　　お願いですが、先ほど、「問題行動」の定義をお伺いした際に、文部科学省が示している中に、「不登校」という言葉が聞こえてきたのですが、これは是非、東京都が各都立高校に示す定義からは外していただきたいという思いがあります。いわゆる一般的に言われる問題行動が、規範意識の欠落から逸脱した行為や法に触れるような行為、または他人に迷惑がかかる行為であるというイメージが一般的にはあるかと思いますが、不登校は、そうした他の問題行動とは一線を画すと思いますし、また、本人も、登校したいけれども、やむにやまれぬ事情で来られなかったり、また、本人自身にもその理由がよく分からなかったりということもあるかと思いますが、そうした中で問題行動に対して特別指導をしていく、特に、「問題行動を起こした生徒に反省を促す指導を行うこと」と定義されてしまうと、不登校の生徒に反省しろと

いうのも少し違うのではないかという気もするので、もし、各学校に「問題行動」をお示ししていくということがあれば、不登校はまた別枠で指導の方法を考えていくということでお考えいただけるといいかなと思います。

【指導部長】 大変失礼しました。文部科学省が行っている「問題行動調査」の中の集計にそういう項目があるということで、問題行動に対して文部科学省がどう定義しているかというものではありません。不適切な発言だったと思いますので、訂正させていただきます。

【乙武委員】 はい。

【教育長】 それでは、本件についてはよろしいでしょうか。

報告として承りました。

先ほど各委員に投票いただきました集計ができたようですので、その結果について確認をさせていただきます。

第64号～第258号議案まで、平成28年度使用都立中学校・都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校中学部用教科書の採択についてですが、投票の結果について、指導部長から説明をいたします。

【指導部長】 まず、第64号議案から第213号議案の都立中学校・都立中等教育学校（前期課程）について説明します。先ほど投票していただいた結果を集計しまして、「平成28年度使用 都立中学校及び中等教育学校（前期課程）用文部科学省検定済教科書採択一覧」にまとめてありますので、御覧ください。

資料に記入漏れがありましたので説明します。お配りした資料の中の「委員の意見が全員一致したもの」は全議案のうち103種目で、「委員の意見が一致しなかったもの」は全議案のうち47種目でしたので、追加記入していただければと思います。

なお、この一覧に記載してある発行者の略称については、冒頭で説明しましたが、文部科学省が作成した中学校用教科書目録によるものとなっています。

第64号議案から第78号議案までの白鷗高等学校附属中学校のうち、委員の意見が一致しなかった種目は、第67号議案の社会（歴史的分野）、第68号議案の社会（公民的分野）、第75号議案の保健体育となっています。それ以外の12種目については、委員の意見は一致しています。

次に、第79号議案から第93号議案までの小石川中等教育学校（前期課程）のうち、委員の意見が一致しなかった種目は、第80号議案の書写、第82号議案の社会（歴史的分野）、第83号議案の社会（公民的分野）、第86号議案の理科、第90号議案の保健体育、第93号議案の英語となっています。それ以外の9種目については、委員の意見は一致しています。

次に、第94号議案から第108号議案までの両国高等学校附属中学校のうち、委員の意見が一致しなかった種目は、第95号議案の書写、第97号議案の社会（歴史的分野）、第98号議案の社会（公民的分野）、第105号議案の保健体育、第107号議案の技術・家庭（家庭分野）、第108号議案の英語となっています。それ以外の9種目については、委員の意見は一致しています。

次に、第109号議案から第123号議案までの桜修館中等教育学校（前期課程）のうち、委員の意見が一致しなかった種目は、第112号議案の社会（歴史的分野）、第113号議案の社会（公民的分野）、第120号議案の保健体育、第123号議案の英語となっています。それ以外の11種目については、委員の意見は一致しています。

次に、第124号議案から第138号議案までの立川国際中等教育学校（前期課程）のうち、委員の意見が一致しなかった種目は、第124号議案の国語、第127号議案の社会（歴史的分野）、第128号議案の社会（公民的分野）、第135号議案の保健体育、第138号議案の英語となっています。それ以外の10種目については、委員の意見は一致しています。

次に、第139号議案から第153号議案までの武蔵高等学校附属中学校のうち、委員の意見が一致しなかった種目は、第142号議案の社会（歴史的分野）、第143号議案の社会（公民的分野）、第146号議案の理科、第150号議案の保健体育、第153号議案の英語となっています。それ以外の10種目については、委員の意見は一致しています。

次に、第154号議案から第168号議案までの富士高等学校附属中学校のうち、委員の意見が一致しなかった種目は、第157号議案の社会（歴史的分野）、第158号議案の社会（公民的分野）、第161号議案の理科、第165号議案の保健体育、第168号議案の英語となっています。それ以外の10種目については、委員の意見は一致しています。

次に、第169号議案から第183号議案までの大泉高等学校附属中学校のうち、委員の

意見が一致しなかった種目は、第172号議案の社会（歴史的分野）、第173号議案の社会（公民的分野）、第180号議案の保健体育、第183号議案の英語となっています。それ以外の11種目については、委員の意見は一致しています。

次に、第184号議案から第198号議案までの南多摩中等教育学校（前期課程）のうち、委員の意見が一致しなかった種目は、第187号議案の社会（歴史的分野）、第188号議案の社会（公民的分野）、第191号議案の理科、第195号議案の保健体育、第198号議案の英語となっています。それ以外の10種目については、委員の意見は一致しています。

次に、第199号議案から第213号議案までの三鷹中等教育学校（前期課程）のうち、委員の意見が一致しなかった種目は、第202号議案の社会（歴史的分野）、第203号議案の社会（公民的分野）、第210号議案の保健体育、第213号議案の英語となっています。それ以外の11種目については、委員の意見は一致しています。

続きまして、第214号議案から第258号議案について説明します。先ほど投票していただいた結果を集計し、「平成28年度使用 都立特別支援（中学部）用文部科学省検定済教科書採択一覧」にまとめてあります。こちらにも記入漏れがありまして、左上の「投票結果一覧」の部分ですが、「委員の意見が全員一致したもの」は全議案のうち22種目、「委員の意見が一致しなかったもの」は全議案の11種目となっています。大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

まず、第214号議案から第228号議案までの視覚障害特別支援学校のうち、委員の意見が一致しなかった種目は、ありませんでした。

次に、第229号議案から第243号議案までの聴覚障害特別支援学校のうち、委員の意見が一致しなかったのは、第232号議案の社会（歴史的分野）、第233号議案の社会（公民的分野）、第236号議案の理科、第240号議案の保健体育となっています。それ以外の10種目については、委員の意見は一致しています。

次に、第244号議案から第258号議案までの肢体不自由・病弱特別支援学校のうち、委員の意見が一致しなかったのは、第244号議案の国語、第247号議案の社会（歴史的分野）、第248号議案の社会（公民的分野）、第251号議案の理科、第252号議案の音楽（一般）、第253号議案の音楽（器楽合奏）、第255号議案の保健体育となっています。

す。それ以外の８種目については、委員の意見は一致しています。

結果説明は以上です。

【教育長】 ただいま指導部長から説明がありましたとおりですが、意見が一致した種目については、その結果を採択したいと思います。

意見が一致しなかった種目について、これから確認していきます。なお、先ほどの説明にもありましたが、発行者の略称は、文部科学省作成の中学校用教科書目録によるものとなっていますので、確認はその略称でさせていただきます。

まず、白鷗高等学校附属中学校です。第67号議案の社会（歴史的分野）は、育鵬社４票、東書２票と意見が分かれてましたが、多数意見である育鵬社といたします。第68号議案の社会（公民的分野）は、育鵬社４、東書２と意見が分かれてましたが、多数意見である育鵬社といたします。第75号議案の保健体育は、大日本４、学研１、大修館１と意見が分かれてましたが、多数意見である大日本といたします。

次に、小石川中等教育学校（前期課程）です。第80号議案の書写は、教出５、東書１と意見が分かれてましたが、多数意見である教出といたします。第82号議案の社会（歴史的分野）は、育鵬社４、東書２と意見が分かれてましたが、多数意見である育鵬社といたします。第83号議案の社会（公民的分野）は、育鵬社４、教出２と意見が分かれてましたが、多数意見である育鵬社といたします。第86号議案の理科は、大日本５、啓林館１と意見が分かれてましたが、多数意見である大日本といたします。第90号議案の保健体育は、大修館５、学研１と意見が分かれてましたが、多数意見である大修館といたします。第93号議案の英語は、東書５、学図１と意見が分かれてましたが、多数意見である東書といたします。

次に、両国高等学校附属中学校です。第95号議案の書写は、東書５、教出１と意見が分かれてましたが、多数意見である東書といたします。第97号議案の社会（歴史的分野）は、育鵬社４、東書２と意見が分かれてましたが、多数意見である育鵬社といたします。第98号議案の社会（公民的分野）は、育鵬社４、東書２と意見が分かれてましたが、多数意見である育鵬社といたします。第105号議案の保健体育は、大日本４、学研１、大修館１と意見が分かれてましたが、多数意見である大日本といたします。第107号議案の技術・家庭（家庭分野）は、開隆堂５、東書１と意見が分かれてましたが、



多数意見である開隆堂といたします。第108号議案の英語は、東書 5、学図 1 と意見が分かれてましたが、多数意見である東書といたします。

次に、桜修館中等教育学校（前期課程）です。第112号議案の社会（歴史的分野）は、育鵬社 4、東書 2 と意見が分かれてましたが、多数意見である育鵬社といたします。第113号議案の社会（公民的分野）は、育鵬社 4、教出 2 と意見が分かれてましたが、多数意見である育鵬社といたします。第120号議案の保健体育は、大日本 4、学研 1、大修館 1 と意見が分かれてましたが、多数意見である大日本といたします。第123号議案の英語は、学図 5、東書 1 と意見が分かれてましたが、多数意見である学図といたします。

次に、立川国際中等教育学校（前期課程）です。第124号議案の国語は、光村 5、東書 1 と意見が分かれてましたが、多数意見である光村といたします。第127号議案の社会（歴史的分野）は、育鵬社 4、東書 2 と意見が分かれてましたが、多数意見である育鵬社といたします。第128号議案の社会（公民的分野）は、育鵬社 4、教出 2 と意見が分かれてましたが、多数意見である育鵬社といたします。第135号議案の保健体育は、大日本 4、学研 1、大修館 1 と意見が分かれてましたが、多数意見である大日本といたします。第138号議案の英語は、学図 5、東書 1 と意見が分かれてましたが、多数意見である東書といたします。

次に、武蔵高等学校附属中学校です。第142号議案の社会（歴史的分野）は、育鵬社 4、東書 2 と意見が分かれてましたが、多数意見である育鵬社といたします。第143号議案の社会（公民的分野）は、育鵬社 4、教出 2 と意見が分かれてましたが、多数意見である育鵬社といたします。第146号議案の理科は、大日本 5、啓林館 1 と意見が分かれてましたが、多数意見である大日本といたします。第150号議案の保健体育は、大修館 5、学研 1 と意見が分かれてましたが、多数意見である大修館といたします。第153号議案の英語は、学図 5、東書 1 と意見が分かれてましたが、多数意見である学図といたします。

次に、富士高等学校附属中学校です。第157号議案の社会（歴史的分野）は、育鵬社 4、東書 2 と意見が分かれてましたが、多数意見である育鵬社といたします。第158号議案の社会（公民的分野）は、育鵬社 4、教出 2 と意見が分かれてましたが、多数意

見である育鵬社といたします。第161号議案の理科は、大日本 5、啓林館 1 と意見が分かれてましたが、多数意見である大日本といたします。第165号議案の保健体育は、大日本 4、学研 1、大修館 1 と意見が分かれてましたが、多数意見である大日本といたします。第168号議案の英語は、学図 5、東書 1 と意見が分かれてましたが、多数意見である学図といたします。

次に、大泉高等学校附属中学校です。第172号議案の社会（歴史的分野）は、育鵬社 4、東書 2 と意見が分かれてましたが、多数意見である育鵬社といたします。第173号議案の社会（公民的分野）は、育鵬社 4、東書 2 と意見が分かれてましたが、多数意見である育鵬社といたします。第180号議案の保健体育は、大日本 4、学研 1、大修館 1 と意見が分かれてましたが、多数意見である大日本といたします。第183号議案の英語は、学図 5、東書 1 と意見が分かれてましたが、多数意見である学図といたします。

次に、南多摩中等教育学校（前期課程）です。第187号議案の社会（歴史的分野）は、育鵬社 4、東書 2 と意見が分かれてましたが、多数意見である育鵬社といたします。第188号議案の社会（公民的分野）は、育鵬社 4、教出 2 と意見が分かれてましたが、多数意見である育鵬社といたします。第191号議案の理科は、大日本 5、啓林館 1 と意見が分かれてましたが、多数意見である大日本といたします。第195号議案の保健体育は、大日本 4、学研 1、大修館 1 と意見が分かれてましたが、多数意見である大日本といたします。第198号議案の英語は、学図 5、東書 1 と意見が分かれてましたが、多数意見である学図といたします。

最後に、三鷹中等教育学校（前期課程）です。第202号議案の社会（歴史的分野）は、育鵬社 4、東書 2 と意見が分かれてましたが、多数意見である育鵬社といたします。第203号議案の社会（公民的分野）は、育鵬社 4、東書 2 と意見が分かれてましたが、多数意見である育鵬社といたします。第210号議案の保健体育は、大日本 4、学研 1、大修館 1 と意見が分かれてましたが、多数意見である大日本といたします。第213号議案の英語は、学図 5、東書 1 と意見が分かれてましたが、多数意見である学図といたします。

以上で、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書についての確認が終わりました。

特に何か御意見がありましたら、御発言いただきたいと思います。

よろしゅうございますか。

続きまして、都立特別支援学校中学部の確認をしていきます。

まず、視覚障害特別支援学校についてです。全ての種目で委員の意見が一致していましたので、その結果を採択したいと思います。なお、点字教科書の原典となる文部科学省検定済教科書を採択する国語などの教科については、それぞれ記載の発行者のとおりとします。

次に、聴覚障害特別支援学校についてです。第232号議案の社会（歴史的分野）は、育鵬社4、教出2と意見が分かれてましたが、多数意見である育鵬社といたします。第233号議案の社会（公民的分野）は、育鵬社4、東書2と意見が分かれてましたが、多数意見である育鵬社といたします。第236号議案の理科は、大日本5、啓林館1と意見が分かれてましたが、多数意見である大日本といたします。

第240号議案の保健体育は、東書5、大日本1と意見が分かれてましたが、多数意見である東書といたします。

最後に、肢体不自由・病弱特別支援学校についてです。第244号議案の国語は、学図5：東書1と意見が分かれてましたが、多数意見である学図といたします。第247号議案の社会（歴史的分野）は、育鵬社4、東書2と意見が分かれてましたが、多数意見である育鵬社といたします。第248号議案の社会（公民的分野）は、育鵬社4、東書2と意見が分かれてましたが、多数意見である育鵬社といたします。第251号議案の理科は、大日本5、啓林館1と意見が分かれてましたが、多数意見である大日本といたします。第252号議案の音楽（一般）は、教出5、教芸1と意見が分かれてましたが、多数決である教出といたします。第253号議案の音楽（器楽合奏）は、教出5、教芸1と意見が分かれてましたが、多数意見である教出といたします。第255号議案の保健体育は、大日本5、東書1と意見が分かれてましたが、多数意見である大日本といたします。

以上で都立特別支援学校の中学部で使用する教科書についての確認が終わりました。特に御意見があればお願いします。

よろしゅうございますか。

ほかに全体を通して御質問、御意見がございますか。

【竹花委員】 確認ですが、第64号～第213号議案資料の3ページに、第64号議案から第213号議案までという議案書の案があります。今、学校ごと、種別ごとに、採択された教科書が選ばれたことについては、この表現でよろしいのかどうか確認したいと存じます。

これを読むと、5ページに記載されているものから選ぶということが書いてあるだけで、それぞれの学校ごと、種目ごとにこう選んだことを議決したことになるものかどうか、確認いたしたく存じます。

通常ですと、学校ごと、種目ごとに何か書いていって議決することが相当かのように思いますが、果たしてこれで議決したことになるのかどうかだけ確認したいと思いました。今気が付いて恐縮です。

【人事企画担当部長】 5ページの中から採択するというので、次の6ページの議案番号となっていますので、この発行者の中から一つを選んだ形になります。

【竹花委員】 それは説明が不十分ですね。どのようにすればいいのでしょうか。今、選ばれたものがこういう形で採択されたことについては、基本的にここに書いてあるように、文部科学省検定済教科書発行者一覧の中から、無記名投票により、学校ごと、教科ごとに1種の教科書を採択するというこの採択の方法に従って行われたものですので、それはそれでいいのですが、その結果が、この議案書の中では、発行者一覧の中から選ぶだけでは、少し足りないような気がします。どのようにしましょうか。

【人事企画担当部長】 今、教育長から一つずつ、意見が一致しないものについて申し上げましたが、最後に配布された資料の中に議案番号を付して出していますので、それで採択の形になると思います。

簡単に申し上げますと、第64号議案から第213号議案の表に、例えば白鷗高等学校附属中学校は第64号議案となっています。そして、採択一覧の資料には「議案番号」の欄に「64」と記載していますので、これと一致するというところでございます。

【竹花委員】 第64号議案で、国語は光村が選ばれたことが、この議案には記載されていないでしようと言っています。この議案では、特定されたことになりません。

【次長】 竹花委員が御指摘の第64号～第213号議案資料は、本日議決を頂くに当

たりまして事務局で用意した資料ですが、事務局で、この段階でどの教科書にするかは当然ここには記載できないわけでありまして、最初に教育長から説明がありましたとおり、ここに記載されているものの中から選んでいただきたいということが、本日の最初の段階です。その後、無記名投票により多数決で決定する方向でよろしいでしょうかという確認を、教育長が最初にさせていただきました。それに基づいて投票いただきまして、その投票結果を整理した資料で改めて上程させていただいたと理解しています。

【竹花委員】 そうすると、第64号議案については光村を採択したという決議は、どういう形で書類に残されるのでしょうか。

【次長】 教育長からお話しいただきましたとおり、全員一致したものについてはこれでよろしいでしょうかということを教育長から発言していただきました。その段階で、教育委員会としては、この表の白い部分については一括して決議したと理解しています。

【竹花委員】 ということは、決議したことは事実で間違いのないことが書面上はどのように表されるかについては。

【次長】 採択一覧を添付します。

【竹花委員】 添付するか何かして議案を確定しないと、形式的には少し緩いと思います。そこを少し工夫していただいて、既に今の委員会の中で採択が行われたわけですから、それを書面上きちんと整理しておいていただかないと、形式的に、決議したかどうか分からないことになりかねませんので、よろしくお願いします。

【次長】 これを明示することで補完していきたいと思います。

【竹花委員】 お願いします。

【教育長】 ほかに御意見、御質問がないようですので、平成28年度に都立中学校・都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校の中学部で使用する教科書につきましては、ただいまのとおり採択をいたします。

なお、採択の理由につきましては、事務局において整理し、各委員と確認した上で最終的に取りまとめ、速やかに公表していきたいと思いますが、よろしゅうございませうか。――（異議なし）――では、そのようにさせていただきます。

それでは、平成28年度使用都立中学校・都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書については、このとおり採択させていただきました。

以上です。

## 参 考 日 程

### （１） 教育委員会定例会の開催

8月27日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 今後の日程についてです。8月の第2木曜日の13日は、現在、案件がありません。8月27日の木曜日午前10時より教育委員会定例会を、ここ教育委員会室にて行う予定となっています。

以上です。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、8月13日は、現在のところ議題等はないようですので、この場で、8月13日の教育委員会は開催しないこととしたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、そのようにさせていただきます。

日程については以上ですが、そのほかに何かございますか。

よろしゅうございますか。

では、これから非公開の審議に移ります。

（午前11時19分）

平成28年度使用 都立中学校及び中等教育学校（前期課程）用  
文部科学省検定済教科書採択一覧

[投票結果等一覧]

- ・委員の意見が全員一致したもの 103種目
- ・委員の意見が一致しなかったもの 47種目（網掛け部分）

学校名	議案 番号	種目	投票結果等
1 白鷺高等学校 附属中学校	64	国語	全員一致により 光村
	65	書写	全員一致により 東書
	66	社会（地理的分野）	全員一致により 帝国
	67	社会（歴史的分野）	多数決により 育鵬社（育鵬社 4：東書 2）
	68	社会（公民的分野）	多数決により 育鵬社（育鵬社 4：東書 2）
	69	地図	全員一致により 帝国
	70	数学	全員一致により 教出
	71	理科	全員一致により 啓林館
	72	音楽（一般）	全員一致により 教出
	73	音楽（器楽合奏）	全員一致により 教出
	74	美術	全員一致により 光村
	75	保健体育	多数決により 大日本（大日本 4：学研 1 大修館 1）
	76	技術・家庭 （技術分野）	全員一致により 教図
	77	技術・家庭 （家庭分野）	全員一致により 開隆堂
78	英語	全員一致により 学図	
2 小石川 中等教育学校 （前期課程）	79	国語	全員一致により 光村
	80	書写	多数決により 教出（教出 5：東書 1）
	81	社会（地理的分野）	全員一致により 東書
	82	社会（歴史的分野）	多数決により 育鵬社（育鵬社 4：東書 2）
	83	社会（公民的分野）	多数決により 育鵬社（育鵬社 4：教出 2）
	84	地図	全員一致により 帝国
	85	数学	全員一致により 教出
	86	理科	多数決により 大日本（大日本 5：啓林館 1）
	87	音楽（一般）	全員一致により 教芸
	88	音楽（器楽合奏）	全員一致により 教芸
	89	美術	全員一致により 光村
	90	保健体育	多数決により 大修館（大修館 5：学研 1）
	91	技術・家庭 （技術分野）	全員一致により 教図
	92	技術・家庭 （家庭分野）	全員一致により 東書
	93	英語	多数決により 東書（東書 5：学図 1）

平成28年度使用 都立中学校及び中等教育学校（前期課程）用  
文部科学省検定済教科書採択一覧

[投票結果等一覧]

- ・委員の意見が全員一致したもの 103種目
- ・委員の意見が一致しなかったもの 47種目（網掛け部分）

学校名	議案番号	種目	投票結果等
3 両国高等学校 附属中学校	94	国語	全員一致により 光村
	95	書写	多数決により 東書（東書5：教出1）
	96	社会（地理的分野）	全員一致により 日文
	97	社会（歴史的分野）	多数決により 育鵬社（育鵬社4：東書2）
	98	社会（公民的分野）	多数決により 育鵬社（育鵬社4：東書2）
	99	地図	全員一致により 帝国
	100	数学	全員一致により 学図
	101	理科	全員一致により 東書
	102	音楽（一般）	全員一致により 教出
	103	音楽（器楽合奏）	全員一致により 教出
	104	美術	全員一致により 光村
	105	保健体育	多数決により 大日本（大日本4：学研1 大修館1）
	106	技術・家庭（技術分野）	全員一致により 教図
	107	技術・家庭（家庭分野）	多数決により 開隆堂（開隆堂5：東書1）
108	英語	多数決により 東書（東書5：学図1）	
4 桜修館 中等教育学校 （前期課程）	109	国語	全員一致により 光村
	110	書写	全員一致により 東書
	111	社会（地理的分野）	全員一致により 東書
	112	社会（歴史的分野）	多数決により 育鵬社（育鵬社4：東書2）
	113	社会（公民的分野）	多数決により 育鵬社（育鵬社4：教出2）
	114	地図	全員一致により 帝国
	115	数学	全員一致により 教出
	116	理科	全員一致により 東書
	117	音楽（一般）	全員一致により 教出
	118	音楽（器楽合奏）	全員一致により 教出
	119	美術	全員一致により 光村
	120	保健体育	多数決により 大日本（大日本4：学研1 大修館1）
	121	技術・家庭（技術分野）	全員一致により 教図
	122	技術・家庭（家庭分野）	全員一致により 開隆堂
	123	英語	多数決により 学図（学図5：東書1）



平成28年度使用 都立中学校及び中等教育学校（前期課程）用  
文部科学省検定済教科書採択一覧

[投票結果等一覧]

- ・委員の意見が全員一致したもの 103種目
- ・委員の意見が一致しなかったもの 47種目（網掛け部分）

学校名	議案番号	種目	投票結果等
5 立川国際中等 教育学校 （前期課程）	124	国語	多数決により 光村（光村5：東書1）
	125	書写	全員一致により 東書
	126	社会（地理的分野）	全員一致により 東書
	127	社会（歴史的分野）	多数決により 育鵬社（育鵬社4：東書2）
	128	社会（公民的分野）	多数決により 育鵬社（育鵬社4：教出2）
	129	地図	全員一致により 帝国
	130	数学	全員一致により 教出
	131	理科	全員一致により 東書
	132	音楽（一般）	全員一致により 教出
	133	音楽（器楽合奏）	全員一致により 教出
	134	美術	全員一致により 光村
	135	保健体育	多数決により 大日本（大日本4：学研1 大修館1）
	136	技術・家庭 （技術分野）	全員一致により 教図
	137	技術・家庭 （家庭分野）	全員一致により 東書
138	英語	多数決により 学図（学図5：東書1）	
6 武蔵高等学校 附属中学校	139	国語	全員一致により 学図
	140	書写	全員一致により 教出
	141	社会（地理的分野）	全員一致により 東書
	142	社会（歴史的分野）	多数決により 育鵬社（育鵬社4：東書2）
	143	社会（公民的分野）	多数決により 育鵬社（育鵬社4：教出2）
	144	地図	全員一致により 帝国
	145	数学	全員一致により 教出
	146	理科	多数決により 大日本（大日本5：啓林館1）
	147	音楽（一般）	全員一致により 教芸
	148	音楽（器楽合奏）	全員一致により 教芸
	149	美術	全員一致により 光村
	150	保健体育	多数決により 大修館（大修館5：学研1）
	151	技術・家庭 （技術分野）	全員一致により 教図
	152	技術・家庭 （家庭分野）	全員一致により 開隆堂
	153	英語	多数決により 学図（学図5：東書1）

平成28年度使用 都立中学校及び中等教育学校（前期課程）用  
文部科学省検定済教科書採択一覧

[投票結果等一覧]

- ・委員の意見が全員一致したもの 103種目
- ・委員の意見が一致しなかったもの 47種目（網掛け部分）

学校名	議案 番号	種目	投票結果等
7 富士高等学校 附属中学校	154	国 語	全員一致により 東 書
	155	書 写	全員一致により 東 書
	156	社会（地理的分野）	全員一致により 東 書
	157	社会（歴史的分野）	多数決により 育 鵬 社 （ 育 鵬 社 4 ： 東 書 2 ）
	158	社会（公民的分野）	多数決により 育 鵬 社 （ 育 鵬 社 4 ： 教 出 2 ）
	159	地 図	全員一致により 帝 国
	160	数 学	全員一致により 教 出
	161	理 科	多数決により 大 日 本 （ 大 日 本 5 ： 啓 林 館 1 ）
	162	音 楽（一 般）	全員一致により 教 芸
	163	音 楽（器 楽 合 奏）	全員一致により 教 芸
	164	美 術	全員一致により 光 村
	165	保 健 体 育	多数決により 大 日 本 （ 大 日 本 4 ： 学 研 1 大 修 館 1 ）
	166	技 術 ・ 家 庭 （ 技 術 分 野 ）	全員一致により 教 図
	167	技 術 ・ 家 庭 （ 家 庭 分 野 ）	全員一致により 東 書
168	英 語	多数決により 学 図 （ 学 図 5 ： 東 書 1 ）	
8 大泉高等学校 附属中学校	169	国 語	全員一致により 光 村
	170	書 写	全員一致により 東 書
	171	社会（地理的分野）	全員一致により 東 書
	172	社会（歴史的分野）	多数決により 育 鵬 社 （ 育 鵬 社 4 ： 東 書 2 ）
	173	社会（公民的分野）	多数決により 育 鵬 社 （ 育 鵬 社 4 ： 東 書 2 ）
	174	地 図	全員一致により 帝 国
	175	数 学	全員一致により 教 出
	176	理 科	全員一致により 啓 林 館
	177	音 楽（一 般）	全員一致により 教 出
	178	音 楽（器 楽 合 奏）	全員一致により 教 出
	179	美 術	全員一致により 光 村
	180	保 健 体 育	多数決により 大 日 本 （ 大 日 本 4 ： 学 研 1 大 修 館 1 ）
	181	技 術 ・ 家 庭 （ 技 術 分 野 ）	全員一致により 教 図
	182	技 術 ・ 家 庭 （ 家 庭 分 野 ）	全員一致により 開 隆 堂
	183	英 語	多数決により 学 図 （ 学 図 5 ： 東 書 1 ）

平成28年度使用 都立中学校及び中等教育学校（前期課程）用  
文部科学省検定済教科書採択一覧

[投票結果等一覧]

- ・委員の意見が全員一致したもの 103種目
- ・委員の意見が一致しなかったもの 47種目（網掛け部分）

学校名	議案番号	種目	投票結果等
9 南多摩 中等教育学校 （前期課程）	184	国語	全員一致により 光村
	185	書写	全員一致により 教出
	186	社会（地理的分野）	全員一致により 日文
	187	社会（歴史的分野）	多数決により 育鵬社（育鵬社 4：東書 2）
	188	社会（公民的分野）	多数決により 育鵬社（育鵬社 4：教出 2）
	189	地図	全員一致により 帝国
	190	数学	全員一致により 教出
	191	理科	多数決により 大日本（大日本 5：啓林館 1）
	192	音楽（一般）	全員一致により 教出
	193	音楽（器楽合奏）	全員一致により 教出
	194	美術	全員一致により 光村
	195	保健体育	多数決により 大日本（大日本 4：学研 1 大修館 1）
	196	技術・家庭（技術分野）	全員一致により 東書
	197	技術・家庭（家庭分野）	全員一致により 東書
198	英語	多数決により 学図（学図 5：東書 1）	
10 三鷹中等 教育学校 （前期課程）	199	国語	全員一致により 学図
	200	書写	全員一致により 教出
	201	社会（地理的分野）	全員一致により 東書
	202	社会（歴史的分野）	多数決により 育鵬社（育鵬社 4：東書 2）
	203	社会（公民的分野）	多数決により 育鵬社（育鵬社 4：東書 2）
	204	地図	全員一致により 帝国
	205	数学	全員一致により 教出
	206	理科	全員一致により 啓林館
	207	音楽（一般）	全員一致により 教出
	208	音楽（器楽合奏）	全員一致により 教出
	209	美術	全員一致により 光村
	210	保健体育	多数決により 大日本（大日本 4：学研 1 大修館 1）
	211	技術・家庭（技術分野）	全員一致により 東書
	212	技術・家庭（家庭分野）	全員一致により 東書
	213	英語	多数決により 学図（学図 5：東書 1）

平成28年度使用都立特別支援学校（中学部）用  
文部科学省検定済教科書採択一覧

[投票結果等一覧]

・委員の意見が全員一致したもの 22種目

・委員の意見が一致しなかったもの 11種目（網掛け部分）

	議案 番号	教科・種目	投票結果
視覚障害 特別支援学校	214	国語	（点字教科書の原典となる 光村 を採択する。）
	215	書写	全員一致により 教出
	216	社会 （地理的分野）	（点字教科書の原典となる 教出 を採択する。）
	217	社会 （歴史的分野）	（点字教科書の原典となる 教出 を採択する。）
	218	社会 （公民的分野）	（点字教科書の原典となる 教出 を採択する。）
	219	地図	全員一致により 帝国
	220	数学	（点字教科書の原典となる 学図 を採択する。）
	221	理科	（点字教科書の原典となる 東書 を採択する。）
	222	音楽 （一般）	（点字教科書の原典となる 教芸 を採択する。）
	223	音楽 （器楽合奏）	（点字教科書の原典となる 教芸 を採択する。）
	224	美術	全員一致により 光村
	225	保健体育	（点字教科書の原典となる 学研 を採択する。）
	226	技術・家庭 （技術分野）	（点字教科書の原典となる 開隆堂 を採択する。）
	227	技術・家庭 （家庭分野）	（点字教科書の原典となる 開隆堂 を採択する。）
228	英語	（点字教科書の原典となる 東書 を採択する。）	
聴覚障害 特別支援学校	229	国語	全員一致により 学図
	230	書写	全員一致により 教出
	231	社会 （地理的分野）	全員一致により 帝国
	232	社会 （歴史的分野）	多数決により 育鵬社（育鵬社 4：教出 2）
	233	社会 （公民的分野）	多数決により 育鵬社（育鵬社 4：東書 2）
	234	地図	全員一致により 帝国
	235	数学	全員一致により 東書
	236	理科	多数決により 大日本（大日本 5：啓林館 1）
	237	音楽 （一般）	全員一致により 教芸
	238	音楽 （器楽合奏）	全員一致により 教芸
	239	美術	全員一致により 日文
	240	保健体育	多数決により 東書（東書 5：大日本 1）
	241	技術・家庭 （技術分野）	全員一致により 学図
	242	技術・家庭 （家庭分野）	全員一致により 開隆堂
	243	英語	全員一致により 東書

平成28年度使用都立特別支援学校（中学部）用  
文部科学省検定済教科書採択一覧

[投票結果等一覧]

- ・委員の意見が全員一致したもの 22種目
- ・委員の意見が一致しなかったもの 11種目（網掛け部分）

	議案 番号	教科・種目	投票結果	
肢体不自由・ 病弱特別支援 学校	244	国語	多数決により	学 図 （学図 5：東書 1）
	245	書 写	全員一致により	教 出
	246	社 会 （地理的分野）	全員一致により	帝 国
	247	社 会 （歴史的分野）	多数決により	育 鵬 社 （育鵬社 4：東書 2）
	248	社 会 （公民的分野）	多数決により	育 鵬 社 （育鵬社 4：東書 2）
	249	地 図	全員一致により	帝 国
	250	数 学	全員一致により	数 研
	251	理 科	多数決により	大 日 本 （大日本 5：啓林館 1）
	252	音 楽 （一般）	多数決により	教 出 （教出 5：教芸 1）
	253	音 楽 （器楽合奏）	多数決により	教 出 （教出 5：教芸 1）
	254	美 術	全員一致により	日 文
	255	保 健 体 育	多数決により	大 日 本 （大日本 5：東書 1）
	256	技 術 ・ 家 庭 （技術分野）	全員一致により	教 図
	257	技 術 ・ 家 庭 （家庭分野）	全員一致により	東 書
258	英 語	全員一致により	学 図	